

第3回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議録		
開催日時	平成28年1月29日（金）14時30分～16時30分	
開催場所	奈良市役所 中央棟5階 キャンベラの間	
議 題	1 開会 2 案件 （1）パブリックコメントについて（条例の一部改正案及び規則案） （2）第2次市民参画及び協働によるまちづくり推進計画について ① 推進計画（素案）について ② 実施計画について （3）その他 3 閉会	
出席者	委員	伊藤 俊子 委員、澤井 勝 委員、辻中 佳奈子 委員、 中川 幾郎 委員、中川 直子 委員、中口 則弘 委員、 福尾 和子 委員、室 雅博 委員、渡邊 新一 委員 【計9人出席】
	事務局	今西市民活動部長、松田市民活動部次長、 柴田協働推進課長、園部地域活動推進課長、 上西地域活動推進課 地区調整主幹、 鈴木地域教育課長、今井協働推進課 課長補佐 事務局（協働推進課まちづくり推進係）
開催形態	公開（傍聴人0人、報道関係者0人）	
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントへの回答を市のホームページで公表する際には、市民が持つであろう疑問を解消できるよう、しっかりとした説明を心がける。 ・パブリックコメントに対する市の考えについては、結果公表の際に市の回答に前文をつけることやもう少し丁寧に書くことを前提に、おおむね了承をいただいた。また、規則案第3条の必要書類に「暴力団排除に係る誓約書」を追加する。 	
担当課	市民活動部 協働推進課	
議事の内容		
<p>1 開会</p> <p>2 案件</p> <p>（1）パブリックコメントについて（条例の一部改正案及び規則案）</p> <p>事務局より資料1-1～1-3をもとに説明。</p> <p>資料1-1について、条文はいただいた提言通り。ただし、地域自治協議会の設置及び認定に係る条文を第8条の2ではなく第9条の2として追加し、その条のみ第3章の2にする。また、この改正に伴い、その他下線部分に地域自治協議会の文言を追加している。なお、地域自治協議会について内容がわかりにくいとの意見があったので、パブリックコメントの期間中に、補足説明資料をホームページに追加掲載し、PRを図った。</p> <p>資料1-2について、規則案は昨年末に提示したのから変更点が1つある。第2条第2号の部分、自治連合会との協議の上、住民世帯数を「3分の2」から「過半数」に変更している。</p> <p>次に条例の一部改正案及び規則案について、1月15日（金）から本日29日（金）にかけてパブリックコメントを実施している。本日13時時点でいただいたご意見とそれに対する市の考え方を資料1-3にまとめているので、この部分に関してご意見をいただきたい。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>資料1-1、1-2について審議会から了承いただいた。</p> <p>資料1-3について、様々なご意見をいただいた。結果的に、パブリックコメントの結果を公表する際に市の回答に前文をつけることやもう少し丁寧に書くことを前提に、おおむね了承をいただいた。また、規則案第3条の必要書類に「暴力団排除に係る誓約書」を追加することになった。なお、パブリックコメントの募集は本日17時までのため、13</p>		

時以降に意見の提出があった場合、追って事務局から委員に報告することになった。

● 主な意見・質問は以下の通り。

- ・パブリックコメントについて、市のホームページでの募集にもう少し工夫が必要だったと思う。地域自治協議会が何であるかわかっている人しか答えられないと思う。(室委員)
⇒パブリックコメントへの回答をホームページで公表する時に、「なぜ協議会が必要か」「協議会ができたなら自治連合会は要らないのか」「屋上屋になるのではないか」といった、市民が当然持つであろう疑問を解消できるよう、しっかりとした説明が必要である。(中川副会長)
⇒その際には、例えば協議会のイメージ図を回答に添えるなど、市民がイメージしやすいような工夫が必要である。(室委員)
- ・今回の手続きの反省点として、NPOへのヒアリングをすべきだったと思う。これは来年度以降でもかまわないので、担当課でぜひ取り組んでいただきたい。今後いくつかの地区が協議会のモデル地区としてスタートすると思うので、しみんだより等でモデル地区を取り上げることで、市民へのPRにつなげるといいと思う。(中川副会長)
- ・世帯数の過半数はどのように確認することを考えているか。(中川副会長)
⇒協議会区域の世帯数を分母に、協議会を構成する自治会の世帯数の合計を分子にして算出することを考えている。(事務局)
- ・規則案第2条第1号に「おおむね小学校区」とあるが、これは小学校区「以内」でもかまわないのか。(中川直委員)
⇒基本は小学校区で考えるべきである。地域の歴史的経緯(小学校の統廃合など)などもあるため、絶対ではないが、あくまでそれは例外としたほうが良い。(澤井会長)
⇒小学校区にいくつも協議会ができると地域としてまとまりにくく大きな力にならないのではないかと。これをきっかけに小学校区で一つにまとまって地域のまちづくりをしていこうという視点で考えたほうが良い。(中川副会長)
⇒区域については、市民に誤解されることのないよう、条例の解説書や手引書等で書いていきたい。(今西部長)

(2) 第2次市民参画及び協働によるまちづくり推進計画について

① 推進計画(素案)について

事務局より資料2-1~2-3をもとに説明。1月中旬に郵送させていただいたものから内容に大きな変更はない。何かご意見がある場合は来週中に事務局までお願いしたい。

● 主な意見・質問は以下の通り。

- ・今度、市女性防災クラブ連合会の会議で地域自治協議会について事務局に説明をお願いする予定だが、それに関係して、資料2-2の9ページ、図表4に地域の各種団体をできるかぎり載せるようにしていただきたい。(伊藤委員)
⇒そのようにさせていただく。(今西部長)

② 実施計画について

事務局より資料3をもとに説明。平成28年度からは、これまで使用してきた実施計画シートと事業評価シートを1枚にまとめ、市民にとってよりわかりやすい運用を図っていきたい。何かご意見がある場合は来週中に事務局までお願いしたい。

(3) その他

➤ 次回の審議会日程について

⇒3月25日(金)14時から。場所は追って連絡する。

3 閉会

以上